

( 続紙 1 )

京都大学	博士 ( 人間・環境学 )	氏名	小田 格
論文題目	中華人民共和国の漢語方言を使用したテレビ番組をめぐる政策の研究 —東南部の事例を中心として—		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本学位申請論文は、中華人民共和国における漢語方言を用いたテレビ番組をめぐる政策の解明をめざしたものであり、第1編序論(全3章)、第2編本論(第1部総論全2章、第2部事例研究全5章)、および第3編の結論という構成を取っている。</p> <p>まず第1編序論の第1章は、言語政策を公共政策の一類型と位置づけ、本論文が人文科学と社会科学の協働、理論と実践の架橋を目指した「問題解決型」の論文であることを述べる。また第2章では、本論文で用いられる諸用語を法令等、関係機関、言語、放送の四つのカテゴリーに分けて解説し、第3章では言語法、中国の言語政策、漢語方言の社会言語学研究、放送における言語の使用研究の四領域での先行研究を網羅的に紹介し、方言番組をめぐる言語政策をテーマとした実態研究はこれまでなかったことを明らかにしている。</p> <p>次に第2編では、建国以来の方言番組をめぐる政策史を辿り、次のような事実を指摘する。すなわち、人民共和国成立後に方言番組が制限されるようになるのは、1980年代に普通話普及政策が本格化して以降のことであり、2000年代に普通話が「国家通用言語」と規定されて普及政策は一層の進展を見る。ところが、一方でテレビの市場では方言番組のブームが起き、さらに2010年代には「方言の保護」という新たな政策動向が生まれているのである。これに続けて、現行の関連法令の立法過程や規定内容を検討し、言語文字法の公式解説には方言番組の放送許可に関する記述があること、2000年代半ば以後の中央政府の放送部門の方言番組に対する規制や通知には、判断基準が明確でなかったり、規制対象の選定に合理性を見出しがたいものがあることを明らかにしている。</p> <p>こうした政策動向の変化、あるいは矛盾の原因を解明するため、本論文は、第2編の第2部として事例研究を、呉方言・粵方言・閩方言の主な使用地域である中国東南部4省1直轄市(広東省・福建省・浙江省・江蘇省・上海市)での政策の枠組みと方言番組をめぐる状況について行っている。</p>			

すなわち、第1章では、広東省の広州を中心とする珠江デルタ地区では、香港のテレビ放送との競合から1980年代に広東語の使用が許可され、以後、方言放送規制の文書や通達も遵守されておらず、潮州・汕頭地区では香港に加えて広州のテレビ局との競争もあって、潮州語による番組が比較的盛んに放送されている、とする。さらに、同省では言語文字法施行規則の制定がなされなかったこと、中央の放送部門も2000年代以後方言放送チャンネルの開設を許可してきたことが指摘されている。また、第2章では福建省が取り扱われ、同省の関係法令には台湾との各種交流で方言の使用を許可する特例条項があり、対台湾を意識して閩南地区では閩南語放送専門のチャンネルの設置が認められていること、閩東地区でも方言を無形文化遺産とする法令が施行され、閩東語専門のチャンネルがあることを述べる。また学位申請者は、同省には方言を保護する条例制定の動きがあることに注目し、それが他省に影響を与える可能性を指摘している。

第3章が扱う浙江省は、学位申請者によれば、2000年代半ば方言番組の放送が相次ぎ、方言番組ブームを牽引した省である。浙江省の放送部門は2000年代に二度にわたって独自の規制通知を発したが、実は二度目の通知は現状を追認して規制を緩和しており、方言番組は独自に存続している。第4章の江蘇省では、2013年の言語政策中長期計画に「方言の保護」のための方言番組活用が盛り込まれ、2017年末には蘇州市で方言番組開設の奨励規定を有する条例が制定されていることが指摘される。学位申請者は、こうした事実から、江蘇省には方言番組を規制下に置きつつ「方言文化の保護」を図るという政策が認められる、とする。第5章は、上海市について考察している。同市では1980年代から上海語の番組が放送され、90年代には方言ドラマが一世を風靡したが、その後この種のドラマは放送中止に追い込まれ、今日に至るまで上海語番組は不安定な地位に置かれている、と述べる。

第3編の結論部分では、近年の「方言の保護」を取り巻く潮流の中での方言番組をめぐる新たな言語政策の展開を予測し、関連法令等の制定・改廃、関連領域の諸政策、方言番組の放送状況などに対する研究継続を今後の課題としている。

(論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文は、中華人民共和国における言語政策を、漢語方言を使用したテレビ番組を中心に研究したものである。

人民共和国の言語政策と言えば、通常、普通話（標準語）の推進や少数民族向けの政策が想起されるが、学位申請者は、漢族の言語にもかなりの多様性があることに注目し、彼らの方言を考察の対象とする。さらに、言語の普及に大きな役割を想定できるテレビの方言番組と、これに対する中央政府や地方政府の法令と規制、地域条例や人民代表大会決議に焦点を当てることで、本論文は言語政策学ばかりか、社会言語学や法令研究、地域研究など複数の視座からする考察を行っている。この点で本論文は、言語政策学とその関連分野で新たな方法と領域を開拓したとすることができる。このことは、本論文の第一の成果である。

第二に、中国では「中華人民共和国国家通用言語文字法」が2000年に制定され、普通話とは、「国家通用言語」となって従来にもまして普及政策が推進されている一方で、本論文が中国東南4省1直轄市について実証したように、地方では方言番組がさまざまなカタチで放送されている。中央政府の普通話普及政策に対し、地方（省）レベルが一部ではこれに従って方言番組を規制することもあれば、規制を行ったもののちにはこれを緩和し、方言を文化として保護する姿勢を打ち出している地域もある。これらはまさしく中国における言語「政策」と実態を、換言すれば「法治」のあり方を示している。これらの事実を明らかにしたのは、本論文の第二の成果である。

第三に、本論文が研究対象としている期間は、1980年代以降の「改革・開放」の時代であり、地域的にも事例研究が取り上げる東南の4省1直轄市は、まさしく改革・開放の先頭を切った地域である。広東における方言番組に対する市民の支持行動（方言番組擁護デモ）や、上海におけるテレビ市場の商業化と競争原理の導入、その後制作された方言番組の爆発的な人気、地方での民意表明機関（人民代表大会など）と地方の言語政策部門との意見対立、民意表明機関の「方言保護」提案などの指摘は、

「改革・開放」の時代とはどのような時代であるのかを、社会言語学・言語政策研究の角度からはじめて説明したものである。このことは、本論文の第三の成果である。

また本論文は、福建省・浙江省・江蘇省・上海市の「中華人民共和国国家通用言語文字法」施行弁法（いずれも2006年）や広東省の「国家通用言語文字規定」（2011年）の審議や制定過程の考察に見られるように、膨大な数の法令や通知、決議、意見書、会議記録、そして新聞記事を利用し、フィールド・ワークの知見をも加えながら、丁寧な分析姿勢を取っている。このことも、十分に評価に値する。

もちろん本論文に、指摘されるべき問題点がないわけではない。本論文は、その冒頭部分で、コンセプトとしてこの論文が「問題解決型」であることを宣言しながら、この「問題解決」についての結論部分での言及はわずかなものに止まっている。さらに、方言は人為的行政区画にしたがって分布しているわけでないのであるから、行政区画にしたがう研究では、境界地帯についての事実の解明という問題が残される。し

かしながら、これらの点は、今後の学位申請者の研究の進展によって解決を見込めるものである。漢語方言は、本論文が対象とした地域以外にも広範に存在するが、それらの地域における方言番組についての研究にも期待したい。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成31年2月4日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。